

## 名古屋市立工業高等学校いじめ防止基本方針 <概要>

### 1 校内体制

- ・校長をいじめ防止対応の責任者とし、「人権・いじめ対策委員会」を組織するとともに教職員間における情報交換や共通理解を図り、関係する全ての部署が協力して対応する体制で臨む。
- ・いじめが発生した、あるいはいじめと疑われる事案が発生した際は、担任等の特定の教員が抱え込むことなく、「人権・いじめ対策委員会」を中心に学校全体で組織的に対応する。
- ・「人権・いじめ対策委員会」は次の通り構成するものとする。  
企画運営委員、学年主任および担任、関係職員（部顧問等）、養護教諭、スクールカウンセラー

### 2 教職員一人ひとりの心構え

- ・教職員一人ひとりがいじめ防止の基となる人権尊重の意識を強く持つ。
- ・教職員一人ひとりが日常的な教育活動（授業等）を通して生徒の言動に注意を払い、また、生徒の話に根気よく傾聴し、生徒の変化をいち早く捉えることができるよう努める。
- ・教職員一人ひとりが常日頃から生徒との関わりの中で、生徒の考えや思い、感性等を察し認めることで、生徒との間に信頼関係を構築することに努める。
- ・教職員一人ひとりがいじめ、あるいはいじめと疑われる行為を見過ごすことなく、そういった行為に気付いたもしくは相談を受けた場合は速やかに対応する。特に、生徒が訴えることが困難な状況に置かれている場合（たとえば言葉によるいじめ、暴力を伴わないいじめ、集団によるいじめ等）は、大人が気付きにくく長期化や深刻化することが多いことを認識する必要がある。
- ・教職員一人ひとりが自らの言動によって生徒が傷つき、また、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払うことに努める。
- ・年度初めに、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図る。
- ・いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。
- ・いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）も判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにする。

### 3 未然防止の取組

- ・学校の教育活動全体を通じ、個を尊重し、多様性を認め合うことの大切さを理解させ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということ認識させることで、生徒一人ひとりの自己有用感が高まるよう努める。
- ・生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、生徒がお互いの喜びや痛みなどの感情を共感的に受容できる環境を整え、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・社会という集団を構成する一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

### 4 早期発見の取組

- ・いじめ、あるいはいじめと思われる行為の早期発見のために、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。  
（1）定期的な記名式または無記名式のアンケート調査 （2）緊急的な記名式のアンケート調査  
（3）教育相談 （4）日常的な観察 （5）保護者との連携  
（6）相談機関紹介カード「あったかハート」の配布 （7）なごや子ども応援委員会の活用  
※（1）でのアンケート調査の結果等において、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないように努める。

## 5 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・いじめ、あるいはいじめと思われる事案が発生した場合には、速やかに「人権・いじめ対策委員会」に連絡し、組織的に対応する。
- ・「人権・いじめ対策委員会」は直ちに関係各所へ連絡を取るとともに、連携して対応にあたる。
- ・教職員全員は共通理解の下、対応に当たるものとし、その際には生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせ、注意等の必要な措置を講じる。
- ・生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりを持つようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒への配慮には十分な注意を払う。
- ・発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「人権・いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- ・「人権・いじめ対策委員会」は、直ちに中心となって関係生徒等から事情を聴き取るなどして、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- ・以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。
  - (a) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
  - (b) 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- ・状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関へ連絡し連携を図る。

### (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を継続できるよう、本人の意思を尊重しつつ関係各所と相談し、環境を整える。
- ・学校生活を送る上で出席することが困難であるなど、様々な問題が考えられる場合は、上記の対応に加え、学習の支援等も含め、生徒に不利益が生じないように配慮する。
- ・保護者への事実関係の説明は、電話連絡だけでなく、必要と考えられる場合は家庭訪問等も含めて速やかに行う。
- ・生徒への支援には、状況に応じてスクールカウンセラーや外部専門機関の協力を得る。保護者についても、関係各所の協力を得ながら可能な支援を行う。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して必要な支援を行う。
- ・今後の学校生活を送る上で、必要と考えられることやしなければならないことを生徒及び保護者等と十分話し合い、実践できる環境を整える。

### (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめが人格を否定し、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の重大さを自覚させる。
- ・いじめた生徒へは説諭し、時間をかけて反省を促し、個を尊重し、多様性を認め合うことを自覚させる。
- ・保護者への連絡は迅速に行い、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が十分な話し合いを行い、連携して適切な対応が行えるようにする。保護者へは必要な協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。また、保護者への適切な支援についても十分配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、教育的配慮の下、指導計画を立案し実行する。その際必要と考えられる場合は教育委員会等の関係各所と十分相談し、出席停止や警察との連携といった措置も含め対応をする。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体へは時間をかけて働きかけ、いじめは絶対に許されない行為であることを自らが考える態度や行動ができるように促す。
- ・いじめの解決は、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### (5) インターネット上のいじめへの対応

- ・適切なインターネットの利用については、定期的に専門家の講話を行い、また、授業やその他の教育活動にて適宜、知識伝達、指導を行う。
- ・インターネットの利用に伴う「書き込み」は、書き込みした側の意図にかかわらず、名誉毀損やプライバシー侵害等が生じることを強く意識させる。こうした不適切な書き込み等には、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。特に悪意のある「書き込み」や、それに端を発する不適切な言動等については、厳しく対応する。
- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講話を積極的に実施することを心がけ、生徒、保護者に対し相談機関の窓口を周知する。
- ・関係機関が実施する取組等を積極的に参考にする。
- ・パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・保護者に対する情報発信を積極的に行う。情報モラルに関する案内を適宜発信し、情報端末（パソコン、携帯電話、タブレット等）から発生する問題等に理解を深めてもらい、家庭での情報端末の使用方法について約束事を作成してもらう。

#### 6 校内研修の実施

- ・いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

#### 7 学校評価の実施

- ・いじめの防止等のための対策に関わる取組、過去の事例の検討、発生した問題の対処等について、様々な立場から意見を集約し、評価検討する。その結果は関係者に周知し、今後のいじめ防止の取組や対処法に活用する。

以 上